

図表 2-52-1 標準給付費の推移

単位：千円

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
介護給付費 及び予防給付費	計 画	7,665,784	8,111,061	8,622,590
		-2.9%	-3.5%	-
	実 績	7,445,268	7,827,552	—
高額介護サービス費 及び高額介護予防サービス費	計 画	138,205	156,892	178,161
		-10.9%	-16.1%	-
	実 績	123,122	131,673	—
高額医療合算介護サービス費 及び高額医療合算介護予防サービス費	計 画	21,562	22,589	24,131
		-20.9%	-18.2%	-
	実 績	17,047	18,473	—
特定入所者介護サービス費 及び特定入所者介護予防サービス費	計 画	271,481	304,543	341,638
		-7.1%	-12.0%	-
	実 績	252,213	268,129	—
算定対象 審査支払手数料	計 画	3,496	3,655	3,807
		+3.2%	+3.7%	-
	実 績	3,609	3,791	—
合計	計 画	8,100,529	8,598,740	9,170,329
		-3.2%	-4.1%	-
	実 績	7,841,259	8,249,619	—

(2) 見込み

イ 介護給付費及び予防給付費

介護給付費及び予防給付費については、年度ごとに、介護給付等対象サービスの種類ごとの給付費を合計することにより、見込みを推計しました。

この場合においては、次に掲げる点を勘案しました。

- ① 平成26年4月における消費税率の引上げに伴う介護報酬に係る単位数<sup>(注118)</sup>の改定は、+0.63%であったこと。
- ② 平成27年4月における介護報酬に係る単位数の改定は、-2.27%であること。
- ③ 平成27年度より、介護報酬に係る1単位の単価の基礎となる地域区分が見直されることに伴い、桑名市に係る地域区分に応じた介護報酬に係る1単位の単価が見直されること【参考49】。

【参考49】桑名市に係る地域区分に応じた介護報酬単価の見直し  
(平成27年度)

単位：円

	見直し前		見直し後
居住系の在宅サービス			
認知症対応型共同生活介護 及び介護予防認知症対応型共同生活介護	10.14	→	10.27
地域密着型特定施設入居者生活介護	10.14	→	10.27
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.14	→	10.27
特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入居者生活介護	10.14	→	10.27
施設サービス			
介護老人福祉施設	10.14	→	10.27
介護老人保健施設	10.14	→	10.27
介護療養型医療施設	10.14	→	10.27

注118 介護報酬は、サービス種類等に応じた単位数に地域区分等に応じた1単位の単価を乗じた額に給付率を乗じることにより、算定される。

訪問系の在宅サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.21	➡	10.42
夜間対応型訪問介護	10.21	➡	10.42
訪問介護及び介護予防訪問介護	10.21	➡	10.42
訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護	10.21	➡	10.42
訪問看護及び介護予防訪問看護	10.21	➡	10.42
訪問リハビリテーション 及び介護予防訪問リハビリテーション	10.17	➡	10.33
居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	10.00	➡	10.00
通所系の在宅サービス			
認知症対応型通所介護 及び介護予防認知症対応型通所介護	10.17	➡	10.33
小規模多機能型居宅介護 及び介護予防小規模多機能型居宅介護	10.17	➡	10.33
複合型サービス	10.17	➡	10.33
通所介護及び介護予防通所介護	10.14	➡	10.27
通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーション	10.17	➡	10.33
宿泊系の在宅サービス			
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	10.14	➡	10.33
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	10.14	➡	10.27
その他の在宅サービス			
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与	10.00	➡	10.00
居宅介護支援及び介護予防支援	10.21	➡	10.42

また、平成26年介護保険制度改革では、平成27年8月より、一定以上所得者の利用者負担が見直されます【参考50】。

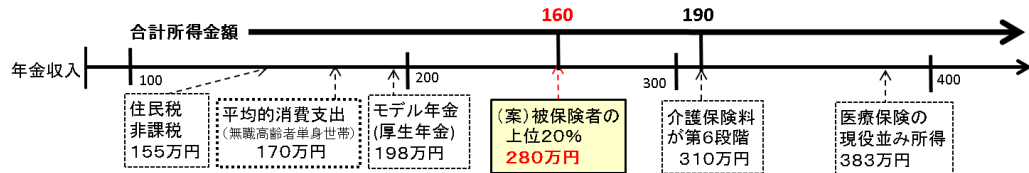
### 【参考50】一定以上所得者の利用者負担の見直し

#### 負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、**相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする**。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 自己負担2割とする水準は、モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、**被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者**(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)を予定(政令事項)
- 利用者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

#### 自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)

※年金収入の場合: 合計所得金額=年金収入額-公的年金等控除(基本的に120万円)



#### 負担上限の引き上げ

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ

〈現行〉		〈見直し案〉	
	自己負担限度額(月額)	現役並み所得相当	44,400円
一般	37,200円(世帯)	一般	37,200円
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)		
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)		

参考: 医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

	自己負担限度額(現行/世帯単位)
現役並み所得者	80,100+医療費1% (多数該当: 44,400円)
一般	44,400円
市町村民税非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

<出典>厚生労働省

このため、「費用負担の見直しに伴う財政影響額算出シート」(平成26年12月3日厚生労働省)を活用することにより、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響を勘案しました。

## ロ 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費

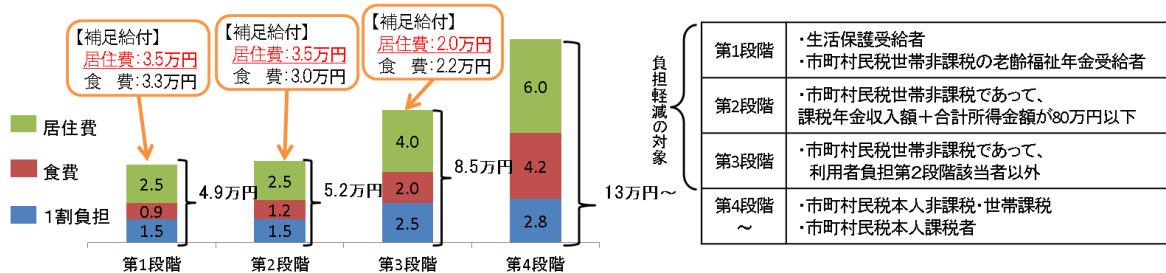
特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費については、年度ごとに、平成25年度を基礎として、施設介護サービス費の伸び率を乗じることにより、見込みを推計しました。

この点、平成26年介護保険制度改革では、平成27年8月より、補足給付が預貯金等及び配偶者所得を勘案するように見直されるとともに、平成28年8月より、補足給付が非課税年金を勘案するように見直されます【参考51】。

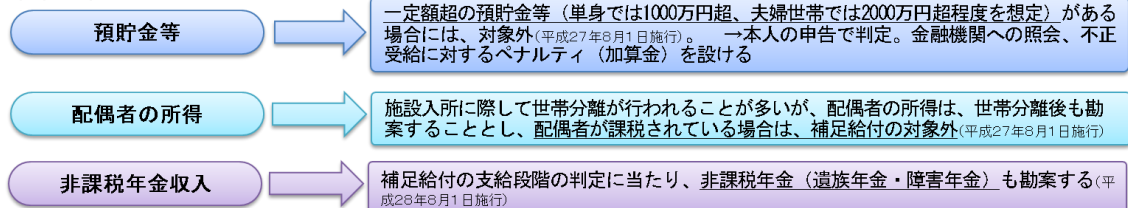
### 【参考51】補足給付の見直し

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

<現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型個室の例



<見直し案>



<出典>厚生労働省

このため、「費用負担の見直しに伴う財政影響額算出シート」（平成26年12月3日厚生労働省）を活用することにより、補足給付の見直しに伴う財政影響を勘案しました。

## ハ 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費、

高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費

並びに算定対象審査支払手数料

次に掲げるものについては、年度ごとに、平成25年度を基礎として、介護給付費及び予防給付費の合計の伸び率を乗じることにより、見込みを推計しました。

- ① 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費
- ② 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費
- ③ 算定対象審査支払手数料

## ニ 標準給付費

標準給付費については、次に掲げるものを合計することにより、見込みを推計しました。

- ① 介護給付費及び予防給付費
- ② 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費
- ③ 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費
- ④ 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費
- ⑤ 算定対象審査支払手数料

図表 2-51-2 標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付費 及び予防給付費					
自然体	9,011,204	9,245,520	9,683,164	11,191,752	13,305,852
	-3.5%	-3.7%	-3.3%	-1.5%	-1.7%
施策反映	8,696,423	8,903,980	9,360,162	11,028,370	13,085,830
高額 介護サービス費 及び高額 介護予防サービス費					
自然体	152,566	157,041	164,490	190,136	226,074
	-3.5%	-3.7%	-3.3%	-1.4%	-1.6%
施策反映	147,224	151,230	159,006	187,425	222,458
高額医療合算 介護サービス費 及び高額医療合算 介護予防サービス費					
自然体	21,404	22,032	23,077	26,675	31,716
	-3.5%	-3.7%	-3.3%	-1.4%	-1.6%
施策反映	20,654	21,216	22,307	26,294	31,209
特定入所者 介護サービス費 及び特定入所者 介護予防サービス費					
自然体	297,825	284,019	289,158	327,543	379,778
	±0.0%	-2.3%	-4.5%	-12.8%	-21.4%
施策反映	297,825	277,435	276,157	285,608	298,537
算定対象 審査支払手数料					
自然体	4,393	9,796	10,261	11,861	14,103
	-3.5%	-3.7%	-3.3%	-1.4%	-1.6%
施策反映	4,239	9,434	9,919	11,692	13,877
合計					
自然体	9,487,392	9,718,408	10,170,150	11,747,966	13,957,523
	-3.4%	-3.7%	-3.4%	-1.8%	-2.2%
施策反映	9,166,365	9,363,295	9,827,551	11,539,389	13,651,911

### (三) 地域支援事業

#### 1 地域支援事業の充実

社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が実現されます【参考52】。

